

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第6級に該当するものとして、障害等級第8級とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、建設工事作業員として従事していたところ、平成〇年〇月〇日にコンクリートミキサーに右腕を巻き込まれ、「右上腕屈筋群挫滅、尺骨神経損傷及び橈骨神経損傷」を負った。症状固定後に請求人が障害補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、「1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」（第8級の6）に該当するものと認め、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

右手指はほとんど動かない状態であるにも関わらず、右手指の機能障害は障害等級には該当しないとした監督署長の判断に不服がある。

3 原処分庁の意見

(1) 右肘関節の機能障害について

右肘関節（患側）の可動域は130度、左肘関節（健側）の可動域は140度であり、患側の可動域は健側の可動域の3/4以下に制限されているとは認められないことから、障害等級には該当しない。

(2) 右手関節の機能障害について

右手関節（患側）の可動域は15度、左手関節（健側）の可動域は140度であり、右手関節は強直に近い状態と認められることから、「1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」（第8級の6）に該当する。

(3) 右手指の機能障害について

右手母指・示指・中指・環指・小指関節（患側）の各々の可動域は、左手母指・示指・中指・環指・小指関節（健側）の各々の可動域の1/2以下に制限されているとは認められないことから、障害等級には該当しない。

(4) 右前腕の機能障害について

右前腕（患側）の可動域は90度、左前腕（健側）の可動域は160度であり、患側の可動域は健側の可動域の1/2以下に制限されているとは認められないことから、障害等級には該当しない。

(5) 神経症状について

請求人は、右肘から指先にかけての痺れを訴えており、専門医Aも「右前腕から手にかけて神経症状が残存する」と意見していることから、「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）に該当する。

(6) 結論

(5)の神経症状は、(1)の右手関節の機能障害に通常派生する関係にあるため、上位等級をもって認定することになり、請求人に残存する障害は障害等級第8級に該当するものである。

4 審査官の判断

(1) 右肘関節、右手関節及び右前腕の機能障害について

原処分庁の意見に同じ。

(2) 右手指の機能障害について

請求人の右手指関節の機能障害について、原処分庁は他動運動による評価を行っているが、請求人は尺骨神経損傷及び橈骨神経損傷により末梢神経を損傷していることから、請求人の右手指の機能障害を他動運動により評価することの妥当性について鑑定を求めたところ、専門医Bは「神経伝導速度検査によれば、右橈骨神経麻痺と判断されるため、右手指は自動伸展が不可能であり、請求人の右手指の機能障害について、他動運動による評価を行うことは妥当ではない」旨、意見している。

当該鑑定意見を踏まえ、自動運動による評価を行ったところ、右手指（患側）の4指（示指から小指まで）のMP（中手指節関節）の可動域は40度、左手指（健側）の4指（示指から小指まで）のMP（中手指節関節）の可動域は135度であり、患側の可動域は健側の可動域の1/2以下に制限されていると認められることから、「母指以外の4の手指の用を廃したもの」（第8級の4）に該当する。

(3) 結論

以上より、請求人には、右手関節の機能障害（第8級の6）、右手指の機能障害（第8級の4）及び神経症状（第14級の9）が認められるが、神経症状は、右手関節又は右手指関節の機能障害に通常派生する関係にあるため、上位等級である機能障害によって認定する。

したがって、請求人に残存する障害は、右手関節の機能障害（第8級の6）と右手指の機能障害（第8級の4）を併合し、準用第6級に該当するものと判断する。